平成２５年（フ）第４３０２号
東京都東村山市廻田町４丁目19―３―405
債務者　川戸かおり
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３３６号
千葉県野田市鶴奉34―23―201
債務者　西本秀吉こと　李　　況洙
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６号
東京都青梅市住江町63番地
債務者　河野　正幸
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８４号
東京都狛江市猪方２丁目９番10号コーポフラワー102
債務者　岡部　恒夫
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８５号
東京都狛江市猪方２丁目９番10号コーポフラワー102
債務者　森　利恵子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２６号
東京都町田市鶴間360番地11ハイツエンゼル２Ｆ
債務者　加藤みち代
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３９４号
大阪市西淀川区姫島３丁目11番47―902号
債務者　櫻井　祥生
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５４８号
大阪府東大阪市荒本北２丁目２―12　ビューテラスⅢ　307号、住民票上の住所大阪市西区土佐堀３丁目３番21―707号
債務者　宮迫　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７９１号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番120―403号
債務者　天野　　浩
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０号
静岡県静岡市葵区瀬名川１丁目26番８―101号、旧住所静岡市葵区沓谷５丁目62番地の４ハイツ薫201号
債務者　星野ひとみ
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７９２号
東京都新宿区高田馬場３―８―11―202、住民票上の住所東京都青梅市今寺１丁目750―16
債務者　小林　千里
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１０５号
東京都品川区旗の台２丁目11―６―601
債務者　渋谷　周治
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１０６号
東京都品川区旗の台２丁目11―６―601
債務者　渋谷　幸子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３０４号
東京都荒川区東尾久４丁目29―19　野村方
債務者　藤田　知香
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原858番地６　目取真アパートＢ―205
債務者　儀間加代子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１６９号
栃木県真岡市台町2441番地３、前住所栃木県真岡市高勢町２丁目245番地
債務者　桑久保哲男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係